

庄内広域水道企業団企業管理規程第25号

庄内広域水道企業団公有財産規程を次のように定める。

令和8年3月16日

庄内広域水道企業団

企業長 佐藤

聡

庄内広域水道企業団公有財産規程

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 取得（第5条—第8条）

第3章 管理（第9条—第15条）

第4章 処分（第16条—第18条）

第5章 雑則（第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 公有財産の取得、管理及び処分の取扱いについては、法令その他別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（公有財産の所属）

第2条 公有財産は、当該財産に係る事務を所管する庄内広域水道企業団分課及び処務規程（令和8年庄内広域水道企業団企業管理規程第20号）第7条に規定する総務課長に所属させる。

（公有財産の管理者）

第3条 総務課長は、公有財産の取得、管理及び処分の適正を図るため、その増減、現在高及び現状を明らかにし、及び必要な調整をしなければならない。

（協議）

第4条 次に掲げる事項については、総務課長に協議しなければならない。

（1）土地又は建物の寄附又は贈与を受けること。

（2）行政財産の用途を変更し、又は廃止すること。

（3）普通財産を行政財産とすること。

（4）職務発明を認定し、又は特許を受ける権利若しくは特許権を承継すること。

（5）普通財産である土地を信託すること。

（6）公有財産の所属替をすること。

第2章 取得

（取得前に必要な処置）

第5条 公有財産を取得しようとするときは、当該財産について権利の設定又は特殊の義務の有無を調査しなければならない。

2 前項の調査の結果、当該財産に権利の設定又は特殊の義務があり、これを排除する必

要があるときは、その所有者又は権利者に対し、これらを消滅させ、又はこれに関しあらかじめ必要な処置をとるよう要請しなければならない。

(取得の手續)

第6条 公有財産を取得しようとするときは、次に掲げる事項又は書類の記載事項を記載した書類を作成し、企業長の承認を受けなければならない。ただし、財産の性質又は取得の方法により、その一部を省略することができる。

(1) 取得しようとする理由

(2) 所在、種類、地目又は構造及び数量

(3) 取得予定価格、時価見積額、単価その他価格算出の根拠

(4) 経費の支出科目及び予算額

(5) 相手方の住所及び氏名(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名。以下この条及び第11条第4項において同じ。)

(6) 契約方法

(7) 契約書案又は寄附申込書

(8) 関係図面

(9) 登記事項証明書

(10) 建物にあっては、その敷地が第三者の所有のものである場合は、その数量、所有者の住所及び氏名並びにその承諾書

(11) 寄附により取得しようとする場合にあっては、次に掲げる事項

ア 寄附の条件が付されているものにあつては、その内容

イ 寄附をする者が地方公共団体その他の法人である場合は、当該法人の議決機関の議決書又はこれに代わる書類の写し

(12) 交換により取得しようとする場合にあっては、次に掲げる事項

ア 交換に供する普通財産の第9条に規定する書類の記載事項

イ 交換しようとする財産の時価見積額が等しくないときは、その差額及びその支払の方法

ウ 相手方がイの差額の請求権を放棄するときは、その申出書の写し

(13) 前各号に掲げるもののほか、当該公有財産の取得について参考となる事項(登記又は登録)

第7条 登記又は登録を要すると認める公有財産を取得したときは、速やかに登記又は登録の手續をしなければならない。

(代金の支払)

第8条 取得した公有財産の代金は、登記又は登録を要すると認める公有財産については登記又は登録を完了した後に、その他の公有財産についてはその引渡しを受けた後に支払わなければならない。ただし、企業長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

第3章 管理

(行政財産の用途変更等)

第9条 総務課長は、行政財産の用途を変更し、若しくは廃止し、又は普通財産を行政財産とする必要があると認めるときは、その理由その他参考となる事項を記載した書類を

作成し、企業長の承認を受けなければならない。

(公有財産の貸付け)

第10条 総務課長は、当該公有財産を貸し付けようとするときは、借受けを希望する者に公有財産貸付申込書(様式第1号)を提出させ、その内容を審査するものとする。この場合において、総務課長は、貸付けを適当とするときは、その理由、貸付料の算定の根拠その他参考となる事項を記載した書類を作成し、貸付けについて企業長の承認を受けなければならない。

2 庄内広域水道企業団契約に関する規程(令和8年庄内広域水道企業団企業管理規程第6号)第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、普通財産を貸し付けようとする場合であって、次に掲げるときは、契約書の作成を省略することができる。

(1) 貸付けの期間が1月未満であるとき。

(2) 電柱、電線、下水道管、ガス管その他これらに類するものの設置を目的とした貸付けを行うとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、契約書の作成を省略しても支障がないと企業長が認めるとき。

3 前項の規定により契約書の作成を省略したときは、公有財産の貸付けに係る承認書を交付するものとする。

4 総務課長は、公有財産貸付台帳を作成し、貸付する財産の所在地、面積、貸付期間、貸付金額及び借受者など必要な事項を記載し、内容に変更があった場合には、修正しなければならない。

5 公有財産貸付台帳の様式は、別に定める。

(貸付財産の貸付契約事項の変更)

第11条 総務課長は、前条第1項の規定により貸し付けている公有財産(以下この条から第13条までにおいて「貸付財産」という。)について、貸付けの期間の変更を承認しようとするときは、その借受者に、当該貸付けの期間満了の日の15日前までに公有財産貸付期間変更申込書(様式第2号)を提出させ、その内容を調査の上、企業長の承認を受けなければならない。

2 総務課長は、貸付財産について、貸付けの目的の変更を承認しようとするときは、その借受者に、公有財産貸付目的変更申込書(様式第3号)を提出させ、その内容を調査の上、企業長の承認を受けなければならない。

3 総務課長は、貸付財産について、契約において原形に変更を及ぼしてはならない旨の定めがある場合において、当該変更を承認しようとするときは、その借受者に、公有財産原形変更承認申込書(様式第4号)を提出させ、その内容を調査の上、企業長の承認を受けなければならない。

4 総務課長は、貸付財産の借受者がその住所又は氏名を変更したときは、直ちに、公有財産借受者氏名等変更届出書(様式第5号)を提出させなければならない。

5 前条第2項及び第3項の規定は、第1項から第3項までの規定による承認をする場合について準用する。

(貸付財産の管理)

第12条 総務課長は、当該貸付財産について、借受者が貸付契約事項に従って正当に使

用しているか否かを常に管理し、貸付契約事項に違反する行為があると認められるときは、直ちに、契約解除その他必要な手続をとらなければならない。

(貸付財産の返還届)

第13条 総務課長は、公有財産の貸付けの期間が満了したとき、及び貸付けの契約が解除されたときは、借受者に貸付財産返還届(様式第6号)を提出させなければならない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(行政財産の使用許可)

第14条 総務課長は、行政財産の使用を許可しようとするときは、行政財産の使用を希望する者に申請書を提出させ、その内容を審査するものとする。この場合において、総務課長は、許可を適当とするときは、その理由、使用料の算定の根拠その他参考となる事項を記載した書類を作成し、許可について企業長の承認を受けなければならない。

2 総務課長は、当該行政財産で、前項の規定により使用の許可をしたものについて、使用者が許可条件に従って正当に使用しているか否かを常に管理し、許可条件に違反する行為があると認められるときは、直ちに、使用許可の取消しその他必要な手続をとらなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、行政財産の使用許可に関し必要な事項は、別に定める。

(損害保険)

第15条 公有財産は、特に必要がないと認められるもののほかは損害保険に付さなければならない。

第4章 処分

(普通財産の売払い又は譲与)

第16条 総務課長は、当該普通財産を売り払い、又は譲与しようとするときは、次に掲げる事項又は書類の記載事項を記載した書類を作成し、企業長の承認を受けなければならない。ただし、普通財産の性質又は処分の方法により、その一部を省略することができる。

(1) 処分しようとする理由

(2) 所在地、種類、地目又は構造及び数量

(3) 処分予定価格、時価見積額、単価その他価格算出の根拠

(4) 売払代金の歳入科目及び予算額

(5) 代金納入の方法及び時期

(6) 契約方法及び契約書案

(7) 前各号に掲げるもののほか、処分に関し参考となる事項

(建物等の取壊し)

第17条 建物等を取り壊そうとするときは、次に掲げる事項又は書類の記載事項を記載した書類を作成し、企業長の承認を受けなければならない。ただし、財産の種類により、その一部を省略することができる。

(1) 取り壊す理由

(2) 所在地、種類、構造及び数量

(3) 当該財産の沿革

(4) 取壊し及び撤去に要する経費の予定価格

- (5) 前号の経費の支出科目及び予算額
- (6) 取壊し後の物件及び敷地等の措置
- (7) 関係図面、写真等
- (8) 前各号に掲げるもののほか、取壊しに関し参考となる事項
(普通財産の譲渡に係る用途指定等)

第18条 普通財産を適正な対価なくして譲渡するとき、及び適正な対価を得て譲渡する場合において特に必要があるときは、一定の用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定し、並びに契約において次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、普通財産の性質により必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 指定された期日を経過してもなお当該財産をその用途に供せず、又はその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃したときは、企業長が契約を解除することができること。
- (2) 前号に規定する解除をしたときの譲受人の損害については、企業団に対する損害賠償の請求権がないこと及び企業団の損害については譲受人が損害賠償責任を負うこと。

2 譲受人が前項の規定による指定事項を履行しない場合には、期限を定めて履行を督促し、又は契約を解除する等の適当な処置をとらなければならない。

第5章 雑則

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、公有財産の取扱いについて必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日以後における行政財産の取得、管理及び処分について適用し、同日前に構成市町の規程の適用を受け、その処理が完結していない行政財産の取得、管理及び処分については、なお従前の例による。

年 月 日

様

申込者 住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者
の氏名〕

公有財産貸付申込書

次のとおり公有財産の貸付けを受けたいので、申し込みます。

記

所 在 地	
土地の地目又は建物の種類、構造	
数 量	
貸付けを受ける目的 又は用途	
貸付希望期間	年 月 日から 年 月 日まで
理 由	
添 付 書 類	

様式第2号（第11条関係）

年 月 日

様

申込者 住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代
表者の氏名〕

公有財産貸付期間変更申込書

次のとおり貸付けの期間を変更したいので申し込みます。

記

所 在 地	
土地の地目又は建物の種類、構造	
数 量	
貸 付 年 月 日	年 月 日
貸 付 け を 受 け る 目 的 途 又 は 用 途	
変 更 希 望 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
理 由	

年 月 日

様

申込者 住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代
表者の氏名〕

公有財産貸付目的変更申込書

次のとおり貸付けの目的を変更したいので申し込みます。

記

所 在 地	
土地の地目又は建物の種類、構造	
数 量	
貸 付 年 月 日	年 月 日
現 在 ま で の 目 的	
変 更 後 の 目 的	
理 由	

年 月 日

様

申込者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代
表者の氏名〕

公有財産原形変更承認申込書

次のとおり原形を変更したいので申し込みます。

記

所 在 地	
土地の地目又は建物の種類、 構造	
数 量	
貸 付 年 月 日	年 月 日
貸付けを受ける目的 又は用途	
原形変更を必要とする 理由及びその概要	

年 月 日

様

届出者 住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代
表者の氏名〕

公有財産借受者氏名等変更届出書

次のとおり、借受者の住所（氏名）を変更したいので届け出ます。

記

所 在 地	
土地の地目又は建物の種類、 構造	
数 量	
貸 付 年 月 日	年 月 日
貸 付 料	円
貸付けを受ける目的 又は用途	
変更前の住所（氏名）	
変更後の住所（氏名）	
理 由	
添 付 書 類	

様式第 6 号 (第 13 条関係)

年 月 日

様

届出者 住所
氏名

[法人にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者
の氏名]

貸付財産返還届

次のとおり、貸付財産を返還するので届け出ます。

記

所 在 地	
土地の地目又は建物の種類、 構造	
数 量	
貸 付 年 月 日	年 月 日
貸 付 け を 受 け る 目 的 又 は 用 途	
貸 付 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
貸 付 料	円 年 月 日納入
原 形 変 更 し た 場 合	年 月 日原形に回復
理 由	